

○岡山県警察警備員検定実施要領の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 27 日岡生企第 252 号警察本部長例規)

改正 平成 19 年 9 月岡生企第 787 号	平成 24 年 7 月岡務第 550 号
平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号	平成 31 年 4 月 9 日岡務第 328 号
令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号	令和元年 8 月 30 日岡生企第 563 号、岡生環第 135 号、岡刑企第 422 号
令和元年 10 月 30 日岡生企第 687 号	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号
令和 5 年 3 月 28 日岡県広第 117 号	令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察警備員検定実施要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、警備員等の検定に関する規則の解釈及び運用について(通達)(昭和 61 年 12 月 2 日岡防第 896 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察警備員検定実施要領

第 1 目的

この要領は、警備員又は警備員になろうとする者についての知識及び能力に関する検定の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 検定担当者

- 1 検定の円滑かつ効果的な運用を図るため、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に検定担当者を置き、許認可事務を担当する警部以上の階級にある警察官をもって充てる。
- 2 検定担当者の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 学科試験及び実技試験(以下「学科試験等」という。)の実施時期、場所、回数等の決定に関すること。
 - (2) 検定実施計画書の作成に関すること。
 - (3) 学科試験等の問題の作成に関すること。
 - (4) 学科試験等の実施の監督に関すること。
 - (5) 検定の合否の判定に関すること。
 - (6) 検定の受検資格に関すること。

(7) 検定に関し、警察庁、中国四国管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

第3 検定実施の判断

検定は、1年に1回、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条各号に掲げる警備業務の種別ごと及び級ごとに実施することとする。

第4 検定実施計画書の作成

検定を実施する場合は、事前に次の事項を記載した検定実施計画書を作成しなければならない。

- (1) 種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定当日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材

第5 検定の公示等

1 検定を実施する場合は、検定規則第7条の規定による公示を行うほか、岡山県警察ホームページの活用その他必要な方法により警備業者、警備員等に公示事項を広報すること。

2 公示事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検定の種別及び級
- (2) 検定の実施日時及び場所
- (3) 検定の対象者
- (4) 検定申請の手続き
 - ア 提出書類
 - イ 提出先
 - ウ 提出期間
 - エ 提出の方法
- (5) 検定の手数料
- (6) 受検定員
- (7) 受検資格(1級の検定に限る)
- (8) 検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の数が定員を超える場合において受検を認める者の選択の方法
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他検定の実施に関し、必要な事項

第6 1級の受検資格

- 1 1級の受検資格について、検定規則第8条第1号に規定する「当該警備業務に従事した期間が1年以上」とは、合格証明書の交付を受けた時点から継続して当該種別の警備業務に従事していることは要しないが、1年以上継続して当該種別の警備業務に従事した期間が必要であることに注意すること。
- 2 検定規則第8条第2号に規定する1級の検定受検資格を有する者の認定(以下「資格認定」という。)は、次の要領により行う。
 - (1) 申請書類の提出先は、検定申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。
 - (2) 資格認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)があったときは、警察署長は、その旨を生活安全企画課に報告するとともに、1級検定受検資格認定申請書(様式第1号)1通の提出を求めること。
 - (3) 認定基準及び認定に必要な添付書類については別表1のとおりとする。
 - (4) 認定申請者を1級の検定の受検資格を有するものと認定したときは、生活安全企画課において警備業務の種別ごとに1級検定受検資格認定書交付台帳(様式第4号)へ記載するとともに、生活安全企画課から1級検定受検資格認定書(様式第5号)を送付するので、送付を受けた警察署長は確実に認定申請者に交付すること。
 - (5) 認定申請者を1級の検定の受検資格を有するものと認定しないときは、1級検定受検資格不認定通知書(様式第6号)を送付するので、送付を受けた警察署長は確実に認定申請者に交付すること。
- 3 この資格認定は、1級の検定の受検資格を得るものであり、1級又は2級の検定に係る合格証明書を受けられるものではないことを認定申請者に教示すること。

第7 検定申請書の受理

- 1 申請書類の提出先は、検定申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。
- 2 検定申請書を受理する際は、記載漏れの有無、添付書類の適否等形式的要件について確認すること。
- 3 検定申請書を受理したときは、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料を徴収するとともに、徴収額等が確認できるものを貼付させるものとする。
- 4 徴収した手数料は、申請者の都合により検定を受けなかった場合においても返還しないので、申請を受理する際にはその旨を申請者に教示すること。
- 5 検定申請書の受理番号については、申請書を受理した際に生活安全企画課へ連絡し、警備業務の区分及び級ごとに一連の統一番号を付すること。
- 6 1級の検定に係る検定申請書の受理に際しては、1級の検定の受検資格の有無を確認すること。

第8 検定試験の免除

法第 23 条第 3 項に規定される国家公安委員会の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習会の課程を修了した者については、当該講習会での警備業務の種別に係る学科試験及び実技試験の全部を免除する。

第 9 受検票の交付

1 受検票交付台帳の作成

生活安全企画課においては、警察署から送付された受検申請書に基づき受検票及び受検票交付台帳(様式第 7 号)を作成すること。

2 警察署長は、生活安全企画課から送付された受検票を、速やかに検定申請者に交付するものとする。

第 10 検定の実施

検定は、検定規則第 6 条の規定に基づき、次により行うこと。

1 学科試験及び実技試験の実施方法

(1) 学科試験及び実技試験は、種別及び級の別ごとに実施する。

(2) 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別表 2 のとおりとする。

(3) 学科試験は、5 枝択一式 20 問の筆記試験により行うものとし、その配点は、1 問につき 5 点とし、100 点満点とする。

(4) 学科試験の試験時間は 60 分とし、途中退場は認めない。ただし、体調不良その他やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

(5) 学科試験の結果が合格の基準に達しなかった受検者には、実技試験を行わないこととする。

(6) 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなきときは、途中で中止することができるものとする。

2 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、それぞれ 90%以上の成績を取得した者を合格とする。

3 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を認めないものとする。ただし、本人であることが確認できたときは受検させることができる。

4 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を認めないものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合であって、遅刻した時間が学科試験及び実技試験の開始後 20 分以内であるときは、受検させることができる。

5 不正行為をした者の取扱い

(1) 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を発見したときは、当該不正行為を行った者については、以後の試験を受けさせない。この場合において、当該者についての得点は 0 点とする。

(2) 学科試験及び実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者の得点は0点とする。

6 試験問題用紙等の回収

(1) 問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布する書面で試験の内容に関するもの(以下「問題用紙等」という。)は、施錠のできるロッカー等へ確実に保管し、厳重に管理しなければならない。

(2) 試験で使用した問題用紙等は、試験の終了後に回収するものとし、回収した問題用紙については、裁断する等の方法により速やかにかつ確実に廃棄すること。

7 合格者の発表

学科試験及び実技試験の合否の発表は、それぞれの試験終了後、速やかに合格者の氏名及び受検番号を発表するものとする。

なお、採点した点数は、公表しないこと。

第11 成績証明書の交付

1 実技試験の合否発表後に、合格者に対して、その場所において成績証明書を交付する。

2 成績証明書を交付した場合には、生活安全企画課において成績証明書発行台帳(様式第8号)を作成すること。

3 成績証明書交付後の合格の取消し

偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格を取り消すものとする。この場合、取り消された者に対し、成績証明書不交付通知書(様式第9号)を交付し、交付した成績証明書を返納させるものとする。

第12 合格証明書の申請手続き

1 合格証明書の申請は、申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署を申請書類の提出先とする。

なお、申請書の提出部数は検定申請と同様1通とする。

2 申請を受理する際には、記載漏れの有無、添付書類の適否等形式的要件について確認し、明らかに法第23条第5項において準用する第22条第4項の定める欠格事由に該当する場合は、申請者にその旨を説明して申請を取り下げるよう求めるものとする。ただし、合格証明書交付申請書の提出時において欠格事由に該当する場合でも、欠格事由の有無を調査する期間中に当該欠格事由が消失する場合には、欠格事由がないものとして取り扱うこと。

3 手数料については、検定申請の例による。

第13 合格証明書の交付

1 合格証明書交付申請を受理したときは、警察署長は法第23条第5項において準用する第22条第4項の定める欠格事由について所要の調査を行い、合格証明書の交付に関する意見を付して進達すること。

- 2 欠格事由に該当しない場合には、生活安全企画課において合格証明書発行台帳(様式第 10 号)を作成すること。
- 3 生活安全企画課から合格証明書を送付するので、合格証明書の送付を受けた警察署長は、速やかにこれを申請者に交付するものとする。

第 14 合格証明書の再交付等

- 1 申請は当該合格証明書を交付した公安委員会に対して、合格証明書の交付申請を行った警察署を経由して行うこととする。
- 2 合格証明書の再交付を受けた者が、亡失した合格証明書を発見し、又は回復した場合には、当該発見し、又は回復した合格証明書はすみやかに公安委員会へ返納するよう指導するものとする。
- 3 合格証明書の書換えは、新たな合格証明書を作成して交付する方法による。

第 15 標章等

- 1 検定に合格した者は、交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事している間は、検定規則別記様式第 10 号に規定する標章(以下「検定標章」という。)を用いることができるものとする。ただし、合格証明書の交付を受けていない者又は合格証明書の交付を受けた者ではあるが現に交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作ったものを用いた場合には、軽犯罪法(昭和 23 年法律第 39 号)第 1 条第 15 号に該当するので留意すること。
- 2 警察署長は、検定に合格していない者又は検定の合格者であるが、現に当該限定に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作ったものを用いている事実を認知した場合には、速やかに生活安全企画課へ報告し、警備業者等に対する行政処分等の処置について指示を受けること。

第 16 文書の保存

文書の保存については次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
検定実施計画書	生活安全企画課	3 年
1 級検定受検資格認定申請書	生活安全企画課	5 年
1 級検定受検資格認定書交付台帳	生活安全企画課	長期
1 級検定受検資格認定書の写し	生活安全企画課	5 年
1 級検定受検資格不認定通知書の写し	生活安全企画課	5 年
検定試験解答用紙	生活安全企画課	3 年
受検票交付台帳	生活安全企画課	1 年
成績証明書不交付通知書の写し	生活安全企画課	3 年
成績証明書発行台帳	生活安全企画課	長期
合格証明書発行台帳	生活安全企画課	長期

別表 1

	認定基準	添付書類
1	検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が継続して1年以上であるものであること。	検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が継続して1年以上であることを証する警備業務従事証明書(様式第2号)。警備業務従事証明書を提出できない場合には、誓約書(様式第3号)及び履歴書。以下同じ。
2	旧検定規則第12条に規定する指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。	指定講習を行っていた法人の発行した講師として委嘱していたことを証する書面
3	警察官の職にあった期間が通算して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。	公安委員会が発行した警察官の職にあった期間が通算して3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面
4	法第23条第3項の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。	登録講習機関が発行した講師として委嘱していることを証する書面
5	1から5に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。	公安委員会が発行した当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

別表2

空港保安警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1級					試験区分	2級				
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点		判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	日本における航空保安対策の概要	1	5	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10		
			空港保安警備業務の実施と基本的人権					空港保安警備業務の意義と重要性				
			警備業法									

							第 15 条		
							警備員の使命と心構え		
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務検定 1 級合格者の役割				警備員の指導及び教育に関する制度の概要 (第 21 条、第 22 条、第 23 条)		
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係				礼式と基本動作		
			部下指導上の留意点						
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法 (第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条)	2	10	学科	警備業法 (第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条)	4	20
			憲法 (人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)				法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。		
			刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要				憲法 (人権についての概略的知識)		
			素)				刑法 (正当防衛、		

		<p>般についての知識)</p> <p>国際民間航空条約 その他の条約及び 国土交通省告示、 指針</p> <p>消防法(全般につ いての知識)</p> <p>爆発物取締罰則</p>						<p>ウイーン 条約(概 略的知 識)</p> <p>民間航空 機の安全 に対する 不法な行 為の防止 に関する 条約</p>		
乗客等の 接遇に関 すること。	学科	乗客等の接遇 を行うため必 要な事項に関 する高度に専 門的な知識を 有すること。	特別旅客接遇要領	5	25	学科	乗客等の接 遇を行うた め必要な事 項に関する 専門的な知 識を有する こと。	接遇の基 本	2	10
		英語に関する 高度に専門的 な知識を有す ること。	保安検査実施上必 要な英会話				英語に関す る専門的な 知識を有す ること。	保安検査 実施上必 要な英会 話		
	実技	乗客等の接遇 を行う高度に 専門的な能力 を有するこ と。	トラブル発生時の 処理要領	5	5	実技	乗客等の接 遇を行う専 門的な能力 を有するこ と。	保安検査 に対する 協力依頼 言葉使い 及び接遇 態度	5	
			英会話を行う 高度に専門的 な能力を有す ること。					業務全般に必要な 英会話		英会話を行 う専門的な 能力を有す ること。
手荷物そ の他の航 空機に持 ち込まれ る物件の 検査(以 下「手荷 物等検 査」とい う。)に	学科	金属探知機、 エックス線透 視装置その 他の手荷物等 検査に用いら れる機械器具 (以下「手荷 物等検査用機 械器具」とい う。)の構	固定式金属探知機 の電磁力線発生 の原理	7	35	学科	手荷物等検 査用機械器 具の構造、 作動原理及 び機能に関 する専門的 な知識を有 すること。	固定式金 属探知器 の構造及 び機能	5	25
			エックス線透視手 荷物検査装置(以 下「X-RAY」と いう。)のエッ クス線発生 の原理					携帯用金 属探知器 (以下 「HMD」 とい う。)の		

関すること。		造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	携帯用金属探知機(以下「HMD」という。)の電磁力線発生原理				構造及び機能		
			爆発物自動検査装置の作動原理				X-RAYの構造、機能及び安全性		
			液体物検査装置の作動原理				爆発物自動検査装置(以下「EDS」という。)の構造及び機能		
							液体物検査装置の構造及び機能		
	学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の感度確認方法		学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	HMDの感度調整方法		
	実技	手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。	固定式金属探知器の機能確認の実施		5 実技	手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。	HMDの感度調整方法		5
学科	手荷物等検査用機械器具を操作するために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項		学科	手荷物等検査用機械器具を操作するために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	HMDの操作方法			
実技	手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	隠ぺい物件等発見のための携帯用金属探知機の操作要領		5 実技	手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	HMDの操作要領		10	
学	手荷物等検査	固定式金属探知		学	手荷物等検査	携帯式金			

	科	用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	機、X-RAY等の故障の原因の解明及び措置要領			科	査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	属探知器の異常点灯及びアラーム不良の対策			
			手荷物等検査用機械器具の維持管理要領								X-RAYの映像不良及び警報スイッチ不良の対策
			故障及び不調の場合にとるべき措置								
	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。	X-RAYの性能確認の実施	5	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。	HMDの外観及び警報ランプの点滅等による点検	5			
	学科	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	開披担当者の留意事項			<p>その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p>	案内担当者の心構え及び検査手順				
		接触検査担当者の留意事項	モニター担当者の心構え及び検査手順								
		航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重なり合うなどの複雑な場合におけるエックス線透視装置による判別要領	仕分け担当者の心構え及び検査手順 開披検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順								
	実技	その他手荷物等検査により、航空の危	X-RAYのモニター映像等による判別要領	25	実技	その他手荷物等検査により、航空	X-RAYのモニター映像等	30			

関すること。		の整備その他 空港保安警備 業務の能率的 かつ安全な実 施に必要な業 務の管理の方 法に関する高 度に専門的な 知識を有する こと。	法 凶器等検出日計表 の作成要領										
	実技	手荷物等検査 の手順の管 理、作業環境 の整備その他 空港保安警備 業務の能率的 かつ安全な実 施に必要な業 務の管理を行 う高度に専門 的な能力を有 すること。	検査業務報告書の 作成 検査機器管理簿の 作成			10							
航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	学科	航空の危険を 生じさせるお それのある物 件及び不審者 を発見した場 合における警 察機関その他 の関係機関へ の連絡を行う ため必要な 事項に関する 高度に専門的 な知識を有す ること。	通報連絡の指揮要 領 追加連絡要領	3	15	学科	航空の危険を 生じさせるお それのある物 件及び不審者 を発見した場 合における警 察機関その他 の関係機関へ の連絡を行う ため必要な 事項に関する 専門的な知識 を有すること。	警察機関等への連 絡の重要性 警察機関等への連 絡の系統 警察機関等への連 絡要領	5	25			
	実技	航空の危険を 生じさせるお それのある物 件及び不審者 を発見した場 合における警 察機関その他 の関係機関へ の連絡を行う 高度に専門的	各種事案発生時に おける通報の実施			5	実技	航空の危険を 生じさせるお それのある物 件及び不審者 を発見した場 合における警 察機関その他 の関係機関へ の連	警察機関等への連 絡要領			5	

	な能力を有すること。				絡を行う専門的な能力を有すること。			
学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	避難誘導の指揮要領 爆発物等処理要領の指導方法		学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	避難誘導の意義及び基本的事項 爆発物等処理要領		
実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。	凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施		5 実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処理要領		5
学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理、応用操作及び		学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取		

	実技	護身用具の使用 方法その他の護身 の方法に関する高度 に専門的な能力を有 すること。	取扱いの適否	5	実技	護身用具の使用 方法その他の護身 の方法に関する高度 に専門的な能力を有 すること。	扱い	5				
			徒手の護身術(応 用)				徒手の護 身術(基 本)					
			警戒棒、警戒杖及 び非金属製の楯の 応用操作要領				警戒棒、 警戒杖及 び非金属 製の楯の 基本操作 要領					
	学科	その他応急の 措置を行うた め必要な事項 に関する高度 に専門的な知 識を有すること。	救急法				5		学科	その他応急 の措置を行 うために必 要な事項に 関する専門 的な知識を 有すること。	消火器の 機能及び 使用方法	5
											救急法の 意義と重 要性	
											負傷者等 の応急手 当の概要	
	実技	その他応急の 措置を行う高 度に専門的な 能力を有する こと。	心肺蘇生用模擬人 体模型等による負 傷者等の応急措置 要領				5		実技	その他応急 の措置を行 う専門的な 能力を有す ること。	心肺蘇生 用模擬人 体模型等 による負 傷者等の 意識確認 要領	5

施設警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目	試験区分	1級			2級							
		判定の基準	1級試験実施基準に おける出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2級試験 実施基 準にお ける出 題範囲	出題数	学科配点	実技配点
(警備員 等の検 定等に 関する 規則)												
警備業 務に関 する基 本的な 事項	学科	警備業務実施 の基本原則に 関する高度に 専門的な知識 を有すること。	施設警備業務の形 態	3	15	学科	警備業務実 施の基本原 則に関する 専門的な知 識を有する こと。	警備業 務の意 義と重 要性	2	10		
			施設警備業務の実 施と基本的人権					施設警 備業務 の意義 と重要 性				
								警備業				

								法第 15 条				
								警備員の使命と心構え				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	施設警備業務検定 1 級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第 21 条、第 22 条、第 23 条)				
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係									
			部下指導上の留意点									
								礼式と基本動作				
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条)	3	15	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条)	4	20	憲法(人権についての概略的知識)	
			憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び									

			ての知識)					持等取 締法(銃 砲刀剣 類等に ついて の概略 的知識)			
			民法(善管注意義務、債務不履行、損害賠償)					軽犯罪法(概略的知識)			
			軽犯罪法(全般についての知識)								
警備業務対象施設における保安に関すること。	学科	人又は車両等の出入の管理(以下「出入管理」という。)の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	物品搬送許可書等を使用した出入管理の方法	6	30	学科	出入管理の方法に関する専門的な知識を有すること。	基本的な報告要領	6	30	
			車両の出入管理と事故の防止					出入管理の目的と重要性			
			爆発物等に対する予防に関する知識					鍵と錠の基礎知識			
			隠匿物件の発見要領					鍵の取扱要領			
								人の出入管理要領			
								物の出入管理要領			
								車両の出入管理要領			
								出入管理による不審物件の発見要領			
	実技	出入管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領	15	実技	出入管理を行う専門的な能力を有すること。	手荷物開披検査及び携帯用金属探知機を使用した出入	20			
			エックス線透視装置による不審物件の判別								

							管理要領		
	学科	巡回の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	重要施設における巡回実施要領	巡回の方法に関する専門的な知識を有すること。	巡回の目的と重要性	巡回における着眼点及び留意点			
			不審な物件又は不審者発見の着眼点						
	実技	巡回を行う高度に専門的な能力を有すること。	重要施設における巡回実施要領	巡回を行う専門的な能力を有すること。	ビデオ映像等による巡回実施上の着眼点及び留意事項		20		
			不審な物件又は不審者発見の着眼点						
	学科	携帯用無線装置、金属探知機、侵入検知装置、遠隔監視装置その他施設警備業務を実施するために使用する機器(以下「施設警備業務用機器」という。)に関する高度に専門的な知識を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法	施設警備業務用機器に関する専門的な知識を有すること。	携帯用無線装置の機能と操作要領				
			非常用放送設備の機能及び使用方法		重要施設警備業務用機器の種類と管理方法				
					火災の基礎知識				
					消防用設備の基礎知識				
					消火器の機能及び使用方法				
					屋内消火栓の基礎知識				
					非常放送設備				

実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	爆発物発見時の措置要領	10	実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要領	10
		不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定					
学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故の発生後の指揮命令	10	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡要領	10
		警察関係機関等への追加連絡要領					
実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察関係機関等への追加連絡要領	10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領	10
学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点(出血、意識、顔色、呼吸、脈拍、瞳孔等)	5	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性	5
		火災発生時における避難誘導の実施要領				負傷者等の応急手当の概要	
実技	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止の		5	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における	三角巾を使用した止血要領	5
						負傷者の搬送	

									継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	屋内消火栓の使用方法			5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	火災発生時における自動火災報知設備による館内放送要領			5

交通誘導警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目 (警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	1級				2級						
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務の形態	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10		
			交通誘導警備業務の実施と基本的人権					交通誘導警備業務の意義と重要性				
								警備業法第15条				
								警備員の使命と心構え				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務検定1級合格者の役割			警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)					
			1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係				礼式と基本動作					
			部下指導上の留意点									
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(全般についての知識)	5	25	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条)	4	20		

		<p>要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。</p>	<p>条、第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 17 条、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 40 条、第 41 条の 2、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 76 条のほか、緊急自動車の要件等についての知識)</p>				<p>警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。</p>	<p>条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 17 条、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 40 条、第 41 条の 2、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 76 条)</p>		
<p>車両等の誘導に関すること。</p>	<p>学科</p>	<p>さく、赤色灯その他の交通誘導業務を実施するために使用する各種資機材(以下「交通誘導警備業務用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。</p>	<p>交通誘導業務用資機材の管理方法</p>	<p>4</p>	<p>20</p>	<p>学科</p>	<p>交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。</p>	<p>交通誘導警備業務用資機材の種類、機能及び使用方法</p>	<p>8</p>	<p>40</p>
			<p>現場情勢の変化に即した交通誘導業務用資機材の配置</p>				<p>交通誘導警備業務用資機材の点検及び整備</p>			
	<p>実技</p>	<p>交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。</p>	<p>交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の選定</p>	<p>2</p>	<p>0</p>	<p>実技</p>	<p>交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う専門的な能力を有すること。</p>	<p>小旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導</p>	<p>2</p>	<p>0</p>
		<p>交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の配置</p>	<p>交通誘導現場に応じた警備員の配置</p>				<p>誘導灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導</p>	<p>大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導</p>		

								方法			
	学科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	交差点付近における交通誘導要領	学科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	合図実施上の留意点					
			交互通行における交通誘導要領				合図の種類と基本動作				
			緊急車両等接近通過時の留意点				合図実施のための位置の選定				
			拡声器による交通誘導要領				合図実施中における受傷事故の防止				
			交通誘導現場の指揮要領				工事現場の出入口、対面通行等における交通誘導				
	実技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領	20	実技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	合図実施のための位置の選定	30			
			交互通行規制での工事車両に対する交通誘導要領				警笛及び素手の合図による車両の後進誘導要領				
							合図の基本動作				
交通誘導業務の管理に関すること	学科	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義 交通量及び道路状況等の事前調査実施上の留意点 交通規制の実施状況等の事前調査実施上の留意点	2	10						

	<p>学科</p> <p>その他交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするために必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。</p>	<p>警備計画書及び警備指令書の作成要領</p> <p>交通誘導警備業務用資機材の配置要領</p> <p>警備員の配置要領</p>							
	<p>実技</p> <p>交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするために必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。</p>	<p>警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)</p>			20				
<p>工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応</p>	<p>学科</p> <p>事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p>	<p>警察機関等への追加連絡要領</p> <p>第三者への依頼による警察機関等への連絡要領</p>	7	35	<p>学科</p> <p>事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p>	<p>警察機関等への連絡の重要性</p> <p>警察機関等への連絡要領</p>	6	30	
	<p>実</p> <p>事故の発生時に</p>	<p>警察機関等へ</p>			<p>1 実</p> <p>事故の発</p>	<p>警察機関等へ</p>			2

急の措置に関すること。	技	における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	の追加連絡要領		0	技	生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	の連絡要領		0				
	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当実施上の留意点			事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	学科	10			実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	救急法の意義と重要性	10
			事故の現場における迂回路等への交通誘導要領										負傷者等の搬送要領及び応急手当の概要	
													交通誘導資機材を使用した道路における危険防止措置要領	
実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	事故の現場における迂回路等への交通誘導要領					事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領						
学科	護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否	徒手の護身術(応用)			学科	護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い 徒手の護身術(基本)						

	実技	護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に関す る高度に専門的 な能力を有する こと。	警戒棒の応用 操作			1 0	実技	護身用具 の使用方 法その 他の護 身の 方法に 関する 専門 的な能 力を有 するこ と。	警戒棒の基本 操作要領		1 0
			徒手の護身術 (応用)						徒手の護身術 (基本)		
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態 様と適切な対 応						1 0		
	拡声器による 広報要領		避難誘導の意 義及び基本的 事項								
			現場保存の意 義及び実施上 の留意点								
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による 避難誘導要領			1 0	実技	その他事 故の発生 時におけ る応急の 措置を行 う専門 的な能 力を有 するこ と。	交通事故の発 生時におけ る二次災害 の防止要領		1 0

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1級				2級				
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点 実技配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点 実技配点	
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること	核燃料物質等危険物運搬警備業	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	警備業務の意義と重要性 核燃料物質等危険	2	10

		と。	務の形態				識を有すること。	物運搬警備業務の意義と重要性			
			核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的人権					警備業法第15条			
								警備員の使命と心構え			
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定1級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)			
			1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係								
			部下指導上の留意事項					礼式と基本動作			
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(全般についての知識)	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条)	4	20	
			憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の					憲法(人権についての概略的知識)			

	識を有すること。	(点検等についての一般的知識)				備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	車両法 (放射性物質等を積載する車両についての概略的知識)			
		原子力基本法 (全般についての知識)					道路交通法(交通規制についての概略的知識)			
		放射性同位元素等の規制に関する法律(運搬届出等についての一般的知識)					原子力基本法(概略的知識)			
		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(運搬届出等についての一般的知識)					放射性同位元素等の規制に関する法律(運搬届出等についての概略的知識)			
		細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(全般についての知識)					化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(運搬届出等についての一般的知識)			
		消防法(火災発見者の通報義務等についての知識)					細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関			

									運搬方法					
車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	学科	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法	5	25	学科	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬前の車両の点検	5	25	1	0	学科	
			車両が故障した場合の応急措置要領					車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領						
			車両の休憩地における点検要領					車載用無線機の点検						
								携帯用無線機の点検						
	実技	伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の休憩地における点検要領			1	0	実技	伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。				1	0
	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持	5	25	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における警備員の役割分担	5	25	1	0	学科	
			トンネルの安全通過要領					的確な車間距離と車線の変更要領						
								隊列離脱時の報告						
								安全走行に必要な情報						
	学科	運搬中における周囲の見張	警察官に停車を命ぜられた場合			学科	運搬中における周	特異な情報の発見						

		<p>りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>の対応</p> <p>各警備用車両間の無線通信要領</p> <p>積載車両の緊急停止時における措置要領</p>					<p>困の見張りをを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> <p>方法</p> <p>駐車場所及び運航中における警戒要領</p>			
(車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。)	実技	<p>運搬中における周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力を有すること。</p> <p>警備用車両間の無線通信要領</p> <p>警察官に停車を命ぜられた場合の対応</p> <p>積載車両の緊急停止時における適切な警備員の配置等による警戒要領</p>			10	実技	<p>運搬中における周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力を有すること。</p> <p>VTR映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領</p>			20
	学科	<p>運搬中において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者その他の関係者(以下「指令業務担当者等」という。)への連絡を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡</p>	(5)	(25)		学科	<p>運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> <p>定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統</p> <p>定所連絡及び定時連絡の要領</p>	(4)	(20)	
	実技	<p>運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。</p> <p>計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡</p>			10	実技	<p>運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。</p> <p>定所連絡及び定時連絡の要領</p>			10

		こと。																	
核燃料物質等危険物に係る盗難等事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具(以下「放射線量測定用機械器具」という。)の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	GM サーベイメーターの管理方法	6	30	1	0	学科	放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	放射線量測定用機械器具の種類と原理	7	35	1	0					
			GM サーベイメーターによる放射線源の特定要領						ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理方法										
									GM サーベイメーターの構造、機能及び操作方法										
	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	GM サーベイメーターによる放射線源の特定要領	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	GM サーベイメーターの点検と零点補正及び電池の交換要領													
実技	放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	GM サーベイメーターによる空間線量率等の測定要領	実技	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。															
学科	ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材(以下「放射線障害等防止用資機材」という。)の機	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領	学科	放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	ロープ及び吸収剤等の使用方法														
	資機材の管理方法	消火器の機能、使用方法及び管理方法																	
		拡声器の機能、使用方法及																	

	能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。					び管理方法			
						警戒区域設定上の留意事項			
実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領		10	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。	消火器の点検要領		10
実技	放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。	警戒区域設定の方法		10	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。	ロープ等を使用した警戒区域の設定要領		
学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への無線連絡要領			学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性		
		原子力の安全対策に関する機関への連絡					警察機関等への連絡の系統		
							警察機関等への連絡要領		
実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	基地局等への無線連絡要領		10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	基地局への連絡要領		20
学	護身用具の使	警戒棒の管理、			学	護身用具	警戒棒の		

	科	用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	応用操作及び取扱いの適否	科	の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	取扱い					
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否			警戒杖の取扱い					
			非金属製の楯の管理及び取扱いの適否			非金属製の楯の取扱い					
			徒手の護身術(応用)			徒手の護身術(基本)					
	実技	護身用具の使用使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領	5	実技	護身用具の使用使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の基本操作要領				10
			徒手の護身術(応用)				徒手の護身術(基本)				
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領	5	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性				10
			立入制限区域の広報要領				負傷者等の応急手当の概要				
			群集心理の態様と適切な対応				避難誘導の意義及び基本的事項				
							現場保存の意義及び実施上の留意点				
							警察官への引継ぎ				
実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領	5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領				10	

貴重品運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1 級				2 級						
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
(警備員等の検定等に関する規則)												
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務の形態	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10		
			貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権					貴重品運搬警備業務の意義と重要性				
								警備業法第 15 条				
								警備員の使命と心構え				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務検定 1 級合格者の役割	4	20	学科	警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第 21 条、第 22 条、第 23 条)	4	20		
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係					礼式と基本動作				
			部下指導上の留意点									
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条)	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	警備業法(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第	4	20		

							び操作方法			
	実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警報装置及び警報送信機の操作要領		5	実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	車載用無線機の点検要領		10
	学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法		学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	運行前の車両の点検		5	
貴重品運搬警備業務用車両が故障した場合の応急措置要領			車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換							
警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領			車載用無線機の点検							
	実技	貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領		10	実技	貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力を有すること。	携帯用無線機の点検		
			警報送信機の点検要領	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要領						
	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持		学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	伴走の方法と警備業務用車両の役割		5	
			トンネルの安全通過管理	的確な車間距離による伴走						
				車列離						

警備業務の管理に関すること。	科	の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に実施するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点										
		その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領										
			貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領										
		警備員の配置要領											
	実技	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領			20							
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項	基地局等への連絡要領	6	30	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への	警察機関等への連絡の重要性	8	40			
			指令業務を行う者					警察機					

が発生した場合における応急の措置に関すること。		に関する高度に専門的な知識を有すること。	からの警察機関等への連絡要領			連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領		
			警察機関等への追加連絡要領						
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領		10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領	10
	学科	護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断		5	実技	護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い	10
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否					警戒杖の取扱い	
			非金属製の楯の管理及び取扱いの適否					非金属製の楯の取扱い	
			徒手の護身術(応用)					徒手の護身術(基本)	
	実技	護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領				護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領	
			徒手の護身術(応用)					徒手の護身術(基本)	
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必	負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領			学科	その他事故の発生時における応急の	救急法の意義と重要性	

		要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領				措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	負傷者等の応急手当の概要 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ 襲撃、交通事故等事故の形態別措置要領			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領		10	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾を使用した止血要領 負傷者の搬送要領			10

雑踏警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	1級				試験区分	2級			
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点 実技配点		判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点 実技配点
警備業務に関する基本事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	雑踏警備業務の形態 雑踏警備業務の	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有す 警備業務の意義と重要性 雑踏警備業務の意義と重要性 警備業法第15	2	10	

		実施と基本的人権				ること。	条		
							警備員の使命と心構え		
		雑踏警備業務検定1級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)		
		1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係							
		部下指導上の留意点							
								礼式と基本動作	
法令に関すること。	学科	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第21条)	5	25	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条)	4	20
		憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)					憲法(人権についての概略的知識)		
		刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻					刑法(正当防衛、緊急避難についての概		

		却事由、窃盗罪、強盗罪等)					略的知識)			
		刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識)					刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識)			
		警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識)					警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識)			
		遺失物法(全般についての知識)					遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)			
		軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識)				道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条)			
			軽犯罪法(全般についての知識)				軽犯罪法(概略的知識)			
			民法(損害賠償)							
雑踏の整理に関すること。	学科	ロープその他の雑踏警備業務を実施するために使用する各種資機材(以下「雑踏警備業務用資機材」とい	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備実施要領	5	25	学科	雑踏警備業務用資機材の使用方法に関する専門的な知識を有すること。	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴	6	30
			群集の整列を行う判断					規制広報の重要性及び実施上の留意事項		
			群集密度と歩行					群集の整列の		

		う。)の使用 方法に関する 高度に専門的 な知識を有す ること。	速度 群集動線の決定 要素 群集の誘導、停 止及び分断の方 法 群集圧力の抑制 の方法 緊急の場合の動 線の確保					方法			
	実技	雑踏警備業務 用資機材を使 用して雑踏の 整理を行う高 度に専門的な 能力を有する こと。	群衆密度の変化 に応じた群衆動 線の切替え 群衆密度の変化 に応じた規制の 方法 ロープ等を使用 した緊急時の規 制の方法	20	実技	雑踏警備業務 用資機材を使 用して雑踏の 整理を行う専 門的な能力を 有すること。	緊急時の人によ る群集の規制 要領 群集の整列の 実施要領				35
	学科	人の誘導その 他の雑踏の整 理を行うため 必要な事項に 関する高度に 専門的な知識 を有すること。	群集心理の理論 と過去の事故事 例		学科	人の誘導その 他の雑踏の整 理を行うため 必要な事項に 関する専門的 な知識を有す ること。	群集の性格と 群集心理の特 性				
雑踏警備業務 の管理に 関すること。	学科	雑踏警備業務 を実施する場 所の広さ、そ の周囲におけ る道路及び交 通の状況その 他の事情に関 する事前調査 を的確に行う ため必要な 事項に関する 高度に専門 的な知識を 有すること。	実地踏査の意 義と重要性 実地踏査実施 上の留意事項	15							
	学科	その他雑踏警 備業務を能率	警備計画書及び 警備指令書の作								

学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故発生時の二次災害防止要領	10	10	
		不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断					幼児等要保護者の対応要領
		折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領					負傷者の搬送要領
実技	事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力を有すること。	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領	事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力を有すること。	三角巾使用の止血要領	10	10	
				負傷者の搬送要領			
学科	護身用具の使用その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否	護身用具の使用その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い	10	10	
		徒手の護身術(応用)		徒手の護身術(基本)			
実技	護身用具の使用その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の応用操作	護身用具の使用その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の基本操作要領	10	10	
		徒手の護身術(応用)		徒手の護身術(基本)			
学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故発生時の指揮及び警備員の統制要領	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故発生時の初動措置要領	10	10	
		パニックを起こさせない誘導広報要領		現場保存の意義及び実施上の留意点			
		不測の事態による規制を行う場合の広報要領					

